

第 6603 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 1月 19日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 住宅ローン控除のコロナ特例

Q : 新型コロナの影響で住宅ローン控除の取扱いが改正されているようですが、どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

住宅ローン控除の取扱いは、新型コロナの影響を受けて、既存住宅(中古住宅)を取得し、入居前にリフォームなどの増改築をした場合の入居期限が次のように改正されています。

すなわち、既存住宅を取得した場合又は取得後、入居までに増改築等を行った場合は、その既存住宅の「取得の日から6か月以内」に居住の用に供し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住している場合に特例が受けられることとなっていますが、これについて、新型コロナの影響で、取得した既存住宅に増改築等をした場合で入居が遅れたときは、増改築等の契約の締結時期等の要件を満たせば、「増改築等の完了の日から6か月以内」に入居すれば適用が受けられることとなっています。

ただし、その増改築等が完了した日から6か月以内の日が、令和4年以後になる場合は、令和3年12月31日が入居期限とされています。

なお、この取扱いは、耐震住宅が必要な住宅を取得し、耐震改修工事を行った場合にも同様の措置が設けられています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】